

広島県告示第四百十二号

平成二十年広島県告示第七百六十一号（平成二十一年度及び平成二十二年度において県が発注する建設工事の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の申請手続等。以下「告示」という。）の追加申請期間等について、次のとおり定めた。

平成二十一年四月十六日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 追加申請期間

1 窓口における申請

別表上欄のとおり。

2 電子申請

別表各項上欄の期間内に電磁的記録を県の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録させ、かつ、持参又は郵送等により別に提出すべき添付書類を同表各項下欄の日までに広島県土木局総務管理部建設産業課（広島市中区基町一〇番五二号）に到達させなければならない（それぞれの期限までに記録又は到達しない場合は、申請全体を無効とする。）。

二 申請に係る添付書類の特例

別表各項上欄の期間に行う追加申請には、告示別表第二二号ただし書の規定にかかわらず、それぞれ別表各項中欄に掲げる日以降の日を審査基準日とする経営事項審査の総合評定値通知書で最新かつ入札参加資格を申請する日に有効であるものを添付するものとする。

また、告示別表第二注3後段の規定は、追加申請時には適用しない。

別表

追加申請期間	経営事項審査の結果通知書等の審査基準日	電子申請において別に提出すべき添付書類の到達期限
平成二十一年五月二十八日（月）から平成二十一年五月二二日（金）まで	平成一九年一〇月一八日	平成二十一年五月二九日（金）
平成二十一年九月一四日（月）から平成二十一年九月一八日（金）まで	平成二〇年二月一四日	平成二十一年九月二五日（金）
平成二十一年二月一四日（月）から平成二十一年二月一八日（金）まで	平成二〇年五月一四日	平成二十一年二月二五日（金）
平成二十二年三月一五日（月）から平成二十二年三月一九日（金）まで	平成二〇年八月一五日	平成二十二年三月二六日（金）
平成二十二年六月一四日（月）から平成二十二年六月一八日（金）まで	平成二〇年十一月一四日	平成二十二年六月二五日（金）

平成二十二年九月三日(月)から
平成二十二年九月七日(金)まで

平成二十二年二月三日

平成二十二年九月四日(金)